

デジタルスタンプラリー等を活用した交際継続支援事業企画運営業務委託に関する質問及び回答

| 番号 | 実施要領等<br>(項目番号) | 質問内容  | 回答  |
|----|-----------------|---|---|
| 1  | 仕様書 4           | 県が実施する事業をとおして出会ったカップルが主たるターゲットとのことだが、カップルの情報はどのレベル(属性・居住地・氏名等)まで共有されるのか。  | 原則、個人が特定できる情報について共有することはありません。対象者にはえひめ結婚支援センター(以下、センター)や県が実施する出会い事業の各受託事業者(または県)から発信・広報することを想定しています。なお、現状想定される対象者の属性については、参加申込をされた事業者のみなさまに共有する別添資料をご参照ください。  |
| 2  | 仕様書 4           | 本事業の想定対象者数の内訳(えひめ結婚支援センターと県実施事業)と、合計人数を教えてください。   | 参加申込をされた事業者のみなさまに共有する別添資料をご参照ください。対象について、センターは過去複数年をさかのぼり、県が実施する出会い事業は令和8年度の参加者を想定しています。  |
| 3  | 仕様書 4           | 本事業に参加できるカップルは、「えひめ結婚支援センターまたは県が実施する事業を通じて出会ったカップル」のみでよいか。それとも県等の関係機関が関与していない愛媛県在住のカップルでも対象となりうるのか。   | 本事業に参加できる対象者は、「えひめ結婚支援センターまたは県が実施する事業を通じて出会ったカップル」のみを想定しております。  |
| 4  | 仕様書 4           | 本事業の実施にあたり、えひめ結婚支援センター等から、対象となるカップルに対して案内文書等を発送いただく場合、個人情報の取り扱いの観点から、本事業の受託者が直接名簿等を扱うのではなく、「実費を弊社が負担し、作業はセンター等が実施する」ことが適切であると考えます。については、発送に係る費用(印刷代、切手代等)は、本受託金額に含んだ方がよいか。                            | 左記の場合は、切手代や料金後納郵便代金など、郵送にかかる費用のみ受託金額に計上してください。(人件費は計上しなくて構いません。)ただし、本事業の委託決定後、県やセンター、県が実施する出会い事業の各受託事業者との協議の上、対象者へのアプローチ方法等を最終決定していくこととなります。  |
| 5  | 仕様書 4           | 本事業の参加対象となるカップルについては、令和8年度のえひめ結婚支援センターもしくは県実施イベントにより出会ったカップルとの認識でよいか。(令和7年度以前となる場合、破局等の可能性がありカップルでの参加を担保できないため。)  | 質問番号2でも回答しているとおり、本事業の参加対象となるカップルについて、センターは過去複数年をさかのぼって対象とすることとしております。カップルかどうか(交際が継続しているかどうか)はセンターである程度把握できておりますが、不正利用の対策と同様、カップル双方の利用意思が確認できるようなプラットフォームの構築をお願いします。   |
| 6  | 仕様書 5<br>(2)①ウ  | スタンプラリーのシステムとして、愛媛県LINE公式アカウント専用システム「GovTech Express」を利用する場合、システム利用料は不要という認識でよいか。   | お見込みのとおりです。   |
| 7  | 仕様書 5<br>(2)④イ  | 割引や無料体験等のクーポンサービスを御提供していただける店舗や施設の情報は県庁から情報提供があるのか。   | 県から、当該情報を提供することはありません。店舗や施設から割引や無料体験等のクーポンサービスを御提供していただけるかどうかの交渉については、委託業務の範囲内です。スタンプラリーのスポットの設定と同様、受託者が各店舗・施設に依頼し、サービス内容の決定も行ってください。なお、えひめ結婚支援センターの応援・協賛企業についてはセンターのサイトで公表していますのでご参照ください。 <a href="https://www.msc-ehime.jp/supporter/">https://www.msc-ehime.jp/supporter/</a>  |
| 8  | 仕様書 5<br>(2)⑤   | 景品表示法上の一般懸賞には該当するとの記載があるが、本スタンプラリーは参加費を徴収しないスキームであると理解しており、また特定の商品購入や有償サービスの利用を応募条件とするものではないことから、一般懸賞に該当しないと認識している。該当すると考える根拠はなにか。<br><br>また、仮に一般懸賞に該当する場合、景品総額の目安および一当選当たりの上限金額について、県が想定している規模感はどうか。 | スタンプラリーのスポットは「カップルでの訪問に適した飲食店やレジャー施設等」とすることとしており、参加者がスタンプを獲得するには飲食や体験、購入などの費用負担が発生することを想定しているため、景品表示法上の一般懸賞に該当するものと考えます。なお、スタンプラリーの実施にあたっては、対象店舗等への単なる「立ち寄り」にならないよう、ご注意ください。<br><br>仕様書に記載のとおり、景品表示法上の一般懸賞にあたることから、法を順守したうえで、宿泊券や結婚式場での食事券、映画チケットやペア記念品といった、交際や結婚の支援に資するものを選定・提案してください。なお、景品表示法では、景品の総額が、事業によって想定される売上総額の2%以内と規定されているため、スタンプラリーに参加する店舗の属性や想定される費用をもとに、算定してください。 |